重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画									令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)						
自占的	共通的	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の 選定理由	難易度 ※1	取組の	取組の目標		実施		進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において	今後の計画に反映する
取組	な取組					開始年度	(原則、定量的に記載)	目標達成 予定時期	(予定) 時期		※2	定量的	定性的	明らかとなった 課題等	際のポイント
0		一者応札の改善	過去の類似入札における入札者等 や、当該分野の類似事業者等を調査 し、積極的に入札案内を行う。	競争性の向上	А	H28	入札公告後5開庁日経過時 点で入札説明書受領者が2者 以下の場合、新たな入札案内 を積極的に行う。	継続	R7	入札公告後5開庁日経過時点で入札 説明書受領者が2者以下の場合、積極 的に入札案内を行った。入札案内の声 掛け結果を取りまとめ、課題を洗い出し た。	Α	前年度上半期に一者応札であった 一調達案件(7件)が複数応札に改善し	特に、前年度一者応札であった入札 について、新規事業者や入札参加経験 事業者等に入札案内をする等、積極的 に入札案内を行った。	継続性のある一般競争入札について、7件が複数応札に改善し声掛け等の成果が見られる一方で、 業務多忙等で入札への参加を見送る事業者も複数いた。	一者応札の改善については一道 一退の傾向が続いていることから 今後も積極的に取組む。
			公告日から入札参加書類提出日ま での期間を、開庁日12日間以上とす る。	事業者への配慮	В	H25	すべての一般競争入札に適 用する。	継続	R7	公告日から入札参加書類提出日までの期間を、開庁日12日間以上とした。また、業者の利便性の向上のため、物品役務の入札において仕様書等の書類を引き続き電子データで提供している。	А	t=.	業者の準備期間を確保することができ た。	地域性や特殊性がある一般競争 入札の案件についても、引き続き	業者側の準備期間をある程度記けることで、応札者の拡充になる 考え、継続的に取組む。
0		指名競争入札の改善	受注能力を把握した上で指名候補 事業者の選定を行う。	競争性の向上	А	H31	すべての指名競争入札に適 用する。	継続	R7	受注能力を把握した上で指名候補事 業者の選定を行った。	А	すべての指名競争入札に適用した。 前年度上半期と同様、辞退事業者の 抑制が見られ、応札率は引き続き高水 準を維持した。	_	事前に受注能力を確認した上で 指名しても、その後の事業者側の 事情変更により辞退となることがあ る。	一定の改善が見られることから 継続的に取組む。
		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応札、不落・不調となった案件 について一覧表を作成し、予定価格 の妥当性の精査・検証等により個別 案件の要因検討に資する。一覧表の 更なる充実を図る。		Α	R2	予定価格の妥当性の精査・ 検証等及び事業者へのヒアリングや調達案件の特殊性等 の調査を実施した上で要因分析を行い、一覧表を作成して 庁内で共有することにより対 応策の検討を図る。	継続	R7	ー者応札、不落・不調となった案件に ついて一覧表を作成し、個別案件の要 因検討に資する。	А	一者応札継続案件、一者応札になり やすい入札、不落・不調案件について、 各案件の要因分析と改善案を庁内で共 有した。	仕様書の内容をより具体的に記載することにより、仕様が不明確なことによる競争不参加や応札価格積算時に当 庁意図との乖離が生じないよう心がけた。	一部の調達では参考とした物価 資料と市場価格の乖離等で不落・ 不調の発生が見受けられた。 一者応札継続案件及び一者応札 になりやすい入札は、地域性や特 殊性があるものであり、対応できる 事業者を増やすことが困難であると いう課題は引き続き存在している。	. リカ太についても引き就さ快削り
	0		一者応札継続案件について、競争 入札方式の変更及び公募への移行 を検討し、外部有識者に意見を伺う。		А	R2	受注可能事業者が1者と想定される場合は、公募を実施した上でそれを確認し、外部有識者に報告する。	継続	R7	一者応札継続案件について、競争入 札方式の変更及び公募への移行を検 討した。	А	_	ー者応札が長期に継続はしていないが、一者応札になりやすい入札について、公募の実施を検討した。	公募へ移行すると、特定事業者 が請け負うことが前提となるため、 一般競争入札と比べて競争性が働 かなくなる。	一者応札が継続する案件については、引き続き応札事業者以外の事業者へのヒアリング等を行い、 争性を高める工夫を模索する。
			電力調達時に向け、政府目標の再生可能エネルギー比率を考慮しつつ、競争性を確保するため実勢価格等の動向に関する情報を収集し、多くの事業者が入札に参加できるよう、要件を検討する。		Α	R6	環境に配慮した調達仕様を確保しつつ、多数の事業者から最新の実勢価格等をヒアリングし、入札参加要件等の見直しと、幅広い企業への声掛けを行う。	継続	R7	事業者へのヒアリングを改めて行い、 下半期に予定している電力調達に向け て調整を行った。	В	_	課題となっていた入札要件(関東圏と 関西圏の電力を1本の契約で供給でき ること)だが、各事業者へのヒアリング の結果、1本契約でも一定の競争性が 確保出来る可能性が出た。	下半期を予定している調達結果 によって、次回以降の課題検討を 行う。	引き続き電力調達の改善に向けて、調整を行う。
	0	調達事務のデジタル化の推進	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の 負担軽減に資するため、電子メール による見積書や請書等の徴取を積極 的に行う。また、これまでの検討結果 を踏まえつつ、紙入札対応としていた 一部案件について可能なものから本 庁、地方支分部局共に電子調達シス テムにて電子入札を行えるよう検討 する。		Α	R5	調達事務のデジタル化として、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に繋がる電子メールによる見積書等の徴を積極的に行っていく。また、電子入札案件数を高めるため、これまでの検討対応としていた一部案件について、可能なものから電子調達システムへ移行できるようにする。		R7	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の 負担軽減に資するため、引き続き本 庁、地方支分部局共に電子入札対応 が可能な案件については、電子調達シ ステムにて電子入札を実施している。	В	度:約32%(7件/22件))。	従来、紙入札対応としていた工事案件について、上半期は地方支分部局では11件を、電子入札にて実施した(本庁においては、試験導入時に電子入札システムの構造上、システムのみで業務が完結しえないことが判明したため、電子入札実施を見送った。)。 また、物品・役務等の入札において、紙入札対応となっていた一部部局につ	 	電子調達システムだけで完結しい業務の部分について、代替え措置等によって継続して実施できるが引き続き検討する。
			電子契約率向上に向け、随意契約 等の入札によらない契約の電子契約 を推進する。		А	R6	電子契約案件数を高めるため、随意契約等の入札によらない契約についても、事業者に対し電子契約の案内を実施する。	継続	R7	電子契約率向上に向け、随意契約等 を締結した事業者に対して、電子契約 の案内を実施した。	А	随意契約等の電子入札によらない契約について、新たな電子契約の締結には至らなかったものの、従来、紙入札対応としていた一部案件を含め、公共調達適正化の公表範囲の契約において、電子契約のメリットを周知することができた。	これまでは電子調達システムを利用する限られた事業者に対してのみ、電子 契約を案内していたところ、幅広い業者 に対して電子契約のメリットを周知する ことができた。	随意契約等は特殊性が高く、特定の契約以外に携わらない事業者が多いため、周知を行っても利便性や費用面の観点から敬遠され、電子契約に直ちに結びつくわけではない。	随意契約等の契約も含め、事業者全体的に電子契約のメリットの知を継続的に行う。

電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が1社以上存在する案件数 電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札によらない電子契約案件数)

・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数

・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

A+:効果的な取組 A :発展的な取組 B :標準的な取組

·A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組

•B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組

•C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満

(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

様式2

その他の取組

調達改善計画		令和7年度上半期自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)					
新規 具体的な取組内容 継続 区分			D効果 して、どうなったか) 定性的				
発注予定情報を当庁ホームページに掲載、四半期 ごとに掲載内容を更新して事業者へ積極的に案内 を行う。	継続	_	事前の案内により、業者の準備期間が設けられ、応札者の拡充になると考える。				
海外出張経費の精算及び高速料金の支払いに当 たって、引き続きクレジットカード決済を実施する。	継続	海外出張経費の精算をクレジットカード決済 で行えるよう、引き続きコーポレートカードを 発行した。	_				
オープンカウンター方式の更なる拡充。	継続	上半期に1回実施した。	_				

外部有識者からの意見聴取の実施状況 (対象期間:令和7年4月1日~令和7年9月30日)

外部有識者の氏名・役職【岸上恵子 宮内庁契約監視委員会委員長】 意見聴取日【11月6日】

<u> 77 印有調目の氏石 仅収1月1日出土 呂内川 矢利血代安貝</u>		
意見聴取事項	意見等	意見等への対応
宮内庁調達改善計画の取組内容、取組の効果、課題等、 今後の計画に反映する際のポイントについて	一者応札案件や不落・不調案件について、事業者側の業務多忙、人材不足等の要素が一層深刻化しているところに、物価上昇や宮内庁の契約の特殊性も加わり困難性を伴うが、引き続き、事業者への十分な準備期間、実施時期の柔軟性とともに価格面の適正性等にも配慮して、取り組みを進めていただきたい。 なお、個々の調達についての工夫も重要だが、中長期的には複数の調達業務を統合できないか、自動化・機械化はできないか、調達業務の内容を見直すといった別の視点からの検討も引き続き検討していただきたい。 デジタル化については、可能な部分から取組を進めていると理解する。今後システム改修等の機会があった際には	一者応札案件や不落・不調となった契約案件を要因分析すると、作業者不足等による人材面での要因や、高騰する市場価格と予定価格との乖離がある程度の割合を占めていた。官側では事業者からより広く情報を収集し、周知や実施時期、工期の柔軟性及び予定価格の算定について一層の注意を払う。 また、調達案件については、個別に検討や前例を踏襲するだけでなく、市場の動向を適切に把握する等して視野を広げて検討するとともに、調達方法についても関係各所に聞き取りを実施する等、再検討を行う。なお、宮内庁の契約は特殊なものも多いことから、持続可能性や経済合理性に